

## 公立大学法人京都市立芸術大学における公的研究費に係る不正防止計画

(平成27年3月31日理事長決定)

公立大学法人京都市立芸術大学は、公的研究費の適正な管理を行うため、「公立大学法人京都市立芸術大学における公的研究費に係る不正防止計画」（以下「不正防止計画」という。）を以下のとおり策定する。

### 1. 関連規程

- (1) 「公立大学法人京都市立芸術大学科学研究費等経理事務取扱要綱」  
(以下「経理事務取扱要綱」という。)
- (2) 「京都市立芸術大学における公的資金による研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程」(以下「不正行為防止規程」という。)

### 2. 不正防止計画

#### 第1節：機関内の責任体制の明確化

不正発生要因	防止計画
公的研究費の責任体系に関する周知が不足している。	不正行為防止規程において、最高管理責任者及びその責任・権限を定め、学内外に公表することで教職員に周知を図る。
責任者の異動により、後任者が責任体系や責任範囲について十分な認識を持つことができない。	責任者の異動に当たっては、引継等を明確に行い、責任についての認識低下を防ぐ。

#### 第2節：適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正発生要因	防止計画
公的研究費の事務処理手続に関するルールが理解されていない。	事務処理手続に関する学内説明会を定期的 に開催することにより、適正運用の徹底を図 る。
コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である。 公的研究費の原資の大部分が税金によってまかなわれていることに対しての意識が欠如している。	<ul style="list-style-type: none"><li>・教職員に対する行動規範を策定する。</li><li>・コンプライアンスに関する研修を定期的 に開催し、意識の向上を図る。</li><li>・教職員から公的研究費の不正使用を行わ ない旨の誓約書を提出させる。</li><li>・研究費の不正使用を行った場合は、不正行 為防止規定に則り、厳正な処分を行う。</li></ul>

不適切な会計処理であっても、結果的に研究のために使用していれば許されるという認識の甘さがある。	
---	--

第3節：不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生要因	防止計画
不正防止計画を策定・実施したにもかかわらず、公的研究費の不正使用事案が発生する。	不正使用事案の調査から明らかになった不正発生の具体的な要因について、その再発防止策を検討、不正使用防止計画に加える。

第4節：研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	防止計画
予算執行状況が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善を求める。</li> <li>特に執行率の悪い研究者に対してはヒアリングを行い、研究費の繰越し、返還等の提案を行う。</li> </ul>
発注段階での財源特定がなされていない。	執行状況を的確に把握するため、発注段階での財源特定を徹底するよう、説明会・研修会等での指導・注意喚起を行う。
取引業者が研究者と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の業者との密な取引がないか注視するため、必要に応じて債務確認をするなど取引状況の確認を行う。</li> <li>「公立大学法人京都市立芸術大学との取引に関する基本事項」により、取引業者に対して遵守事項を周知する。</li> <li>取引金額の多い業者については、不正経理に協力しない旨の誓約書を提出させる。</li> </ul>
旅行事実の確認が不十分であるため、カラ出張や水増し請求を防止できない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究者が行う出張について、出張報告書及び旅行の事実を証明するものの提出を義務化する。</li> <li>出張報告書に宿泊先及び用務先の記載を義務化し、追跡や確認ができるようにする。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国出張に係る旅行事実について、関係者、旅行代理店等への問合せを行う等、確認を強化する。</li> </ul>
検収確認が不十分であるため、架空伝票操作による納品や預け金が防止できない。	購入物品について、事務局による納品事実の確認を行う。
研究と直接関係ないと思われる物品を購入している。	事務局による発注及び納品確認の際に、疑義が生じた物品については、研究者に購入目的の確認等を行う。
研究員等の勤務時間管理が厳密に行われていないため、実態の確認ができておらず、カラ謝金が防止できない。	事務局に出勤簿を設置し、研究員等から提出された勤務時間表との突合せを行う。
研究代表者等により謝金の立替払いが行われている。	謝金の立替払を行った際は、支出請求を認めない旨を、説明会等で周知徹底する。

#### 第5節：情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生要因	防止計画
通報窓口が判りにくいため、不正が潜在化する。	通報窓口をホームページにより周知する。
使用ルール等の統一が図られていないため、誤った解釈で経費が執行されるおそれがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局に設置した相談窓口（教務学生課）において、研究者等からの相談や質問を受け付ける。</li> <li>・研究者等を対象とした公的研究費の取扱いに関する理解度チェックを実施する。</li> <li>・使用ルールの説明会を開催し、関係者の出席を義務付ける。</li> </ul>

#### 第6節：モニタリングの在り方

不正発生要因	防止計画
不正使用の防止を推進する体制の検証及び不正使用発生要因に着目したモニタリングが不十分であるため、不正発生のリスクが存在する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部監査の実施に当たっては、会計書類の形式的要件のチェックや使用ルールとの照合を行う。</li> <li>・監査結果を不正防止計画の改善に活用する。</li> </ul>